

# 肥料価格高騰対策のご案内【山城地域版】

京都府農業再生協議会 R4年12月

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費増加分を支援します。

## 支援の対象

### ・農作物の販売を行う農業者(販売農家)

(自家消費のために農作物を栽培する方は対象外)



### ・令和4年6月から令和5年1月に発注・購入した肥料

〔肥料法に基づく登録・届出がある肥料のうち、令和4年6月～令和5年1月に発注・購入し、購入農業者自身で使用する肥料に限ります。〕

\*令和5年2月～5月発注・購入分は、国予算の取扱決定後、改めて案内します。

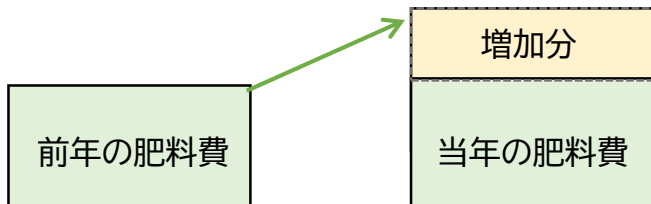
## 支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、その **増加分の7割** を支援金として交付(R5年5月頃交付予定)

支援金

=

$$\left[ \text{当年の肥料費} - \frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}}{\text{【国で決定】} \quad \text{【0.9】}} \right] \times 0.7$$



前年から増加した肥料費  
→ このうち7割を支援

2月に公表予定。HP等で確認してください。

※前年の肥料費は、全国一律的に、当年の肥料費÷価格上昇率(国で決定)÷0.9で算出

## 申請に必要なもの

申請には、次の2つが必要です。

### ①化学肥料の2割低減に向けて、2つ以上の項目に取り組むこと

(3ページの化学肥料低減計画書で申告していただきます。)

\*令和5年12月末、令和6年12月末に低減実施状況を報告いただくことが必要です。

### ②令和4年6月から令和5年1月に発注・購入したことがわかる書類

(グループ・法人で申請の場合は、領収書又は請求書(写し)の添付が必要です。)

## 申請方法

肥料の購入先によって、申請方法が異なります。

### ① JAで購入された肥料

⇒JAで一括して申請いただきます。

<必要書類> ・化学肥料低減計画書 ・2023春用肥料・農薬予約申込書  
(領収書や請求書の提出は不要です。)

<提出期限> 令和5年1月20日(金)

<提出・問い合わせ先> JA京都やましろ各支店窓口

### ② 肥料販売店(事業参加者)で購入された肥料

⇒肥料販売店で一括して申請いただきます。

<必要書類> ・化学肥料低減計画書 ・肥料販売店が必要とする書類

<提出期限> 肥料販売店からの案内に従ってください。

※一括申請できるのは、事業取組実施者として参加されている販売店のみです。  
事業参加の販売店については、京都府ホームページで確認してください。

[検索](#) ⇒ 「京都府 国の肥料価格高騰対策事業」

具体的な申請方法は、直接、販売店にお問い合わせください。

### ③ その他販売店等で購入された肥料

⇒5戸以上の農業者グループ、農業法人(従事者5人以上)で、まとめて申請いただきます。(農業者個人では申請できません)

<必要書類> ・申請書 ・事業取組計画書  
・参加農業者名簿 ・振込口座調書(申請者名義の口座が必要)  
・化学肥料低減計画書(参加農業者ごと)  
・領収書又は請求書写し  
(令和4年6月~5年1月に発注・購入したこと、金額、肥料名がわかるもの)  
・グループ/団体の規約、法人定款の写し

申請様式は、京都府ホームページからダウンロード  
[検索](#)⇒「京都府 国の肥料価格高騰対策事業」

<提出先> お住まいの市町村農政担当課(地域農業再生協議会事務局)  
市町村をまたがるグループは、直接、府農産課(京都府農業再生協議事務局)

<提出期限> 令和5年2月10日(金)

購入先に応じて、同じ内容の「化学肥料低減計画書」で

①②③それぞれに申請いただくことができます。

切り取って様式としてお使いください。

# 化学肥料低減計画書

本計画書の提出先	JA	肥料商	農家グループ

他に申請の肥料対策 (予定含む)	府事業	市町村事業

注:該当欄すべてに○

## 作付概要

作物名	作付面積(ha)
その他	
計	

氏名(法人・組織名)

住所

電話番号

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用( )		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。また、本事業実施のため、京都府・市町村・地域農業再生協議会に必要な情報を提供することに同意します。



私は販売農家であり、令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

↑四角内にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

- (注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。  
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。  
 【JA、肥料商申請分については、不要】

# 「化学肥料低減計画書」の記入例

- ・本書提出先をすべて記入
- ・1つの計画書で複数のところに提出することができます。

## 化学肥料低減計画書

- ・取組を行う作物を2つまで記入
- ・肥料を使う全面積を計に記入

作付概要

作物名	作付面積(ha)
水稻	1.5
だいこん	0.5
その他	0.5
計	2.5

本計画書の提出先

JA	肥料商	農家グループ
JA〇〇	〇〇肥料店	〇〇農家組合

他に申請の肥料対策(予定含む)

府事業	市町村事業
	○

注:該当欄すべてに○

- ・府や市町村事業にも申請の場合 ○

氏名(法人・組織名) 京都 太郎  
 住所 〇〇市〇〇 〇〇番地  
 電話番号 090-1234-〇〇〇〇

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(工とオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 同所施肥(側条施肥、フネ立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト削減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(マニピに係るものを除く)		
ソ 地域特認技術の利用( )		

「令和4年度又は令和5年度の取組」のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- ・2つ以上に○がつけばOKです。
- ・これまで既に取り組んでいるものもカウントできますが、その場合は、1つ以上は、新しい取組または取組の強化・拡大(◎印で記入)を含むようにしてください。

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。また、支給事務のため、府・市町村・各農業再生協議会と本事業に係る情報を共有することを承諾します。



私は販売農家であり、令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署) 京都 太郎

- ・レ印でチェックして自筆で署名。
- ・複数申請のため、コピーの場合も1枚ごとに自筆署名をお願いします

詳細は、  
京都府ホームページで



京都府農産課

検索

問い合わせ先

各地域農業再生協議会事務局(市町村農政担当課)

または

京都府農業再生協議会事務局(京都府農産課)

電話 075(414)4959 メール [nosan@pref.kyoto.lg.jp](mailto:nosan@pref.kyoto.lg.jp)

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町